

医療法人社団・石田内科
訪問看護 重要事項説明書

利用者：_____様

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称：医療法人社団 石田内科
代表者氏名：理事長 石田 實
所在地：〒733-0815 広島市西区己斐上2丁目11番3号

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名：石田内科 訪問看護
介護保険指定事業者番号：3410214369
医療保険指定事業者番号：
事業所所在地：広島市西区己斐上2丁目11番3号
連絡先：Tel 082-271-2121 fax 082-272-3065
担当者：山崎 望聖
通常の事業実施地域：広島市西区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的：医療法人社団 石田内科が開設する事業所が行う訪問看護等の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が要介護者で、主事の医師が訪問看護等の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とします。

運営の方針：事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図り地域包括ケアの推進に努めます。

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- ③ 食事及び排泄などの日常生活上の世話
- ④ 褥瘡の予防及び処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症の利用者の看護
- ⑧ 家族に対する療養上の指導
- ⑨ カテーテルなどの管理
- ⑩ その他の医師の指示による医療処置

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

	30分での訪問				60分での訪問			
	介護（399 単位）		支援（382 単位）		介護（574 単位）		支援（553 単位）	
	保健請求額	利用者負担額	保健請求額	利用者負担額	保健請求額	利用者負担額	保健請求額	利用者負担額
1割負担の方	3,843	426	3,679	408	5,528	614	5,326	591
2割負担の方	7,686	852	7,358	816	11,056	1,228	10,652	1,182
3割負担の方	11,529	1,278	11,037	1,224	16,584	1,842	15,978	1,773

※准看護師の場合は上記の基本単位数×90/100

加算名	単位数	負担割合	利用者負担額		算定回数 等
初回加算（Ⅰ）	350	1割	374	円	初回利用時
		2割	748	円	
		3割	1,122	円	
初回加算（Ⅱ）	300	1割	321	円	初回利用時
		2割	642	円	
		3割	963	円	
特別管理加算（Ⅱ）	250	1割	268	円	月に1回
		2割	536	円	
		3割	804	円	
サービス提供体制加算	3	1割	3	円	1回あたり
		2割	6	円	
		3割	9	円	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	325	1割	348	円	月に1回
		2割	696	円	
		3割	1,044	円	
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	315	1割	337	円	月に1回
		2割	674	円	
		3割	1,011	円	
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 254	1割	272	円	1回あたり
		2割	544	円	
		3割	816	円	
〃（Ⅱ）	30分以上 402	1割	430	円	1回あたり
		2割	860	円	
		3割	1,290	円	
口腔連携強化加算	50	1割	54	円	月に1回
		2割	108	円	
		3割	162	円	

令和3年4月1日改定

- *サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合には、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。
- *（利用料について法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住いの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
- *緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制に合っており、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお同意書面は別紙となります。
- *特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
 - イ．医科診療報酬点数表に掲げる
 - 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理 を受けている状態
 - 気管カニューレ若しくは留置カテーテル を使用している状態
 - ロ．医科診療報酬点数表に掲げる
 - 在宅自己腹膜灌流指導管理 を受けている状態
 - 在宅血液透析指導管理 を受けている状態
 - 在宅酸素療法指導管理 を受けている状態
 - 在宅中心静脈栄養法指導管理 を受けている状態
 - 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 を受けている状態
 - 在宅自己導尿指導管理 を受けている状態
 - 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 を受けている状態
 - 在宅自己疼痛管理指導管理 を受けている状態
 - 在宅肺高血圧症患者指導管理 を受けている状態
 - ハ．人工肛門または人工膀胱を設置している状態
 - ニ．真皮を超える褥瘡の状態
- *ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。
- *複数名訪問看護加算は、2人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
- *長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。なお当該加算を算定する場合には、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- *サービス提供体制加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合に算定します。
- *主事の医師から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護となります。

- * 初回加算は、訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合に初回の訪問看護を行った月に加算できます。なお、新規訪問看護計画書は利用者に説明し、署名・捺印をもらう必要があります。
- * 複数名訪問加算（I）は、下記のいずれかの基準を満たし、利用者や家族の同意を得て1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に加算できます。
 - ・ ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
 - ・ ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる場合
 - ・ その他利用者の状況から判断して、上記①②に準ずると認められる場合
- ・ 訪問実施者は両名とも看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士でなければならない
- ・ 報酬請求における30分未満、30分以上の判断は、1人目の看護師等の訪問時間によらず、2人目の看護師等・看護補助者が必要な時間で行う（平成30年度改定）
- ・ 看護補助者の資格は問わないが、訪問看護事業所に雇用されている必要がある。ただし従事者の変更届の提出は不要（平成30年度新設）

4. その他の費用について

[交通費]

- ・ 通常の事業実施区域外の場合、実費相当を請求させていただきます
- ・ ただし自動車を使用した場合には、路程1kmあたり20円を実費として請求させていただきます。

[キャンセル料]

- ・ 訪問日前日の17:30までにキャンセルの連絡をお願いいたします。連絡がないまま看護師が訪問した場合にはキャンセル料として 円を申し受けます。但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求しません。

5. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求および支払方法について

利用料、その他の費用は、原則としてサービス提供ごとに計算をし、利用月ごとの合計金額を請求します。

[支払方法]

- ① 窓口での現金支払い
- ② 指定口座への振込 【もみじ銀行 己斐支店 普通 1566040】
- ③ 銀行口座からの自動引き落とし

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立ち、介護保険証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 主治の意思の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成す

に「速やかに送付します。

- ③ サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 1. サービス提供の記録

- ① 訪問看護サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、実施内容をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 訪問看護サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保管します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービスの提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 2. サービス提供に関する相談、苦情について

営業時間内の窓口（8：30～17：30）

医療法人社団 石田内科 Tel 082-272-2121

苦情受付担当者 中根 正博（在宅部責任者）

- ・ 当事業所における苦情やご相談は苦情受付担当者が随時受け付けます。
- ・ 受付した苦情は苦情解決責任者が苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
- ・ 本事業者で解決できない苦情は広島県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。

行政機関その他苦情受付機関

広島市・西区役所 健康長寿課 介護保険係	所在地 広島市西区福島町二丁目24番1号 電話番号 082-294-6585・FAX082-233-9621 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連 合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783・FAX082-511-9126 受付時間 8：30～17：30
広島県社会福祉協議 会	所在地 広島市南区比治山本町12番2号 電話番号 082-254-3411・FAX082-256-2228 受付時間 8：30～17：00
広島市介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

事業者指導係	電話番号 082-504-2183・FAX 082-504-2136 受付時間 8:30~17:00
--------	---

指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

石田内科訪問看護

説明者職名	看護師	氏名	山崎望聖	㊞
	看護師	氏名	今井由紀子	㊞
	看護師	氏名	小西恵子	㊞

私は、本書面に基づいて石田内科訪問看護から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 広島県広島市安芸区矢野東四丁目 14-6

氏名 ㊞

代理人 住所

氏名

個人情報使用同意書

石田内科訪問看護 様

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画作成のために実施されるサービス担当会議及び介護保険施設への入院・入所時の主治医・居宅サービス事業所との連絡調整等。
行政機関・民生児童委員等との連絡調整等。

転居等により石田内科訪問看護との訪問看護を解除される前に、次にご利用になる指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者への情報提供。

2. 使用する事業者（機関）の範囲

利用者の主治医、利用者の指定する居宅サービス事業者、行政・民生委員等の機関。

3. 使用する期間

介護サービス契約締結日から契約満了日まで。

4. 条件

(1) 個人情報の使用は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外のものに漏れることが無いように細心の注意を払う事。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

以上

令和 年 月 日

利用者 住所 広島県広島市西区己斐上五丁目8番16号

氏名 (印)

代理人 住所

氏名